

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

1 趣旨

学校教育に対する要請が多様化・高度化する中で、県立学校は地域創生の人財確保等、地域住民の期待に十分に答える教育活動を行うことが求められている。

そこで、学校の所在する地域の自治体、地域住民及び保護者の学校運営への理解・参画等を促すため、本県の県立学校に学校運営協議会を設置するに当たり、必要な事項を定める。

2 根拠法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）

第47条の6 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

3 施行期日

公布の日

※ 規則条文は次のページ以降のとおり